

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News


大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2023年
(令和5年)
10月16日
第1223号

労働保険料 第2期の納付期限は 10月31日(火) です

対象者には通知が届きます。保険料は指定の口座へお振り込みください。



10月18～20日は
全国交流会のため平山
が事務所に不在となり
ます。よろしくお願
いいたします。



インボイス 反対!

Q：取引先から「インボイスの登録はしなくていいよ」と言われた…
でももう登録してしまった！ どうしよう……

A：取り消せます (ただし令和5年10～12月分は免れない)

年間売上1,000万円以下の事業者は消費税の申告納税が免除されていますが、インボイスに登録するとその免除が受けられなくなり消費税の申告納税義務が発生します。「登録しないと取引を打ち切られる…！」と思って登録した後で、取引先から「登録しなくても今まで通りの条件で取引は続けるから、登録しなくていいよ」と言われた場合は、速やかにインボイスの取消し作業を行ないましょう。

管轄の税務署に『適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書』を提出すれば取消せます。届出書は国税庁のホームページからダウンロードができます。ただし取消せるのは「翌課税期間から」になるので、個人事業主の場合は令和5年10～12月分の消費税は申告納税しなければいけません。さらに「翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要」があるので、令和6年から取消したい場合は令和5年12月15日までは届出書を提出する必要があります。



※この取消しが適用されるのは「もともとは免税事業者で、インボイスに登録したことにより消費税課税事業者になった事業者」に限られます。

祝 55万筆 突破

制度中止を目指し、署名運動継続中!

目標 100万筆




QRコード

《予定表》

10/18(水)～20(金)
全国 事務局員交流会


10/26(木) 常任理事会 19:00～



税務調査が増えています

「税務調査の連絡が来た」という報告が増えています。税務署員は税務調査の日程を指定してきますが、あわてずに「その日は都合がつかないので、日程はあらためてこちらから連絡します」と言いましょう。その際、税務署員の所属と名前を必ず聞いてメモしておきましょう。

そして速やかに民商や顧問税理士に連絡してください。



その日は都合が悪いです!

今日は都合が悪いので 日を改めて!

「日程はこちらから連絡します」と言いましょう。

突然来た時は「今日は無理!」ときっぱり断りましょう。

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉埼玉県議会で自民党県議団が、小学校3年生以下の子供だけで「留守番」「登下校」させることを禁止する条例案を提出もネット等で大批判され取り下げ。

2023年度(令和5年度) 納税カレンダー

(※埼玉県さいたま市を基準に作成)

		市 税			県 税		国 税		
月	納期限	※1 【市・県民税】 個人住民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	※2 国民健康 保険税	自動車税	※3 事業税	※4 所得税 (予定納税)	※5 消費税 (中間納付)
4月									
5月	5/31		1期	定期		定期			
6月	6/30	1期							
7月	7/31		2期		1期			(1期)	
8月	8/31	2期			2期		1期		(1期)
9月	10/2				3期				
10月	10/31	3期			4期				
11月	11/30				5期		2期	(2期)	
12月	1/4		3期		6期				
1月	1/31	4期			7期				
2月	2/29		4期		8期				
3月	3/15 4/1							3/15	4/1

※ 1. 事業所で特別徴収している場合は、事業所あてに通知書が届く。事業所は毎月の給与から天引きして納税者の代わり納める。

※ 2. 事業所で社会保険に加入している場合は、事業所が従業員負担分の健康保険税（ほとんどの場合、厚生年金も）を給与から天引きし、納税者の代わりに納める。

※ 3. 前年の事業所得金額（青色控除額を引く前の額）が290万円を超えた部分に発生。税率は基本5%（業種による）。通常、税額が1万円以下の場合は8月の1期のみ。

※ 4. 予定納税は、前年の予定納税基準額が15万円以上（事業所得のみの方は前年の所得税+復興特別所得税が15万円以上）の場合に発生。税額の3分の1ずつを7月と11月に納める。

※ 5. 中間納付は、前年の消費税年税額が48万円（地方消費税額は含まない）を超えた場合に発生。400万円以下までは年1回。400万円超は年3回。4800万円超は年11回。

法人の申告

法人の税金は、各法人の事業年度終了日から2か月以内に申告・納付します。申告額により法人税の予定納税・消費税の中間納付があります。

雇用保険料率 (2023年4月分から～)

	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 合計保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

★雇用保険(労働保険)料を計算する際の給与の期間は、締め日で判定します。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→3月分
4月20日締め、4月末日支給の給与→4月分
4月25日締め、5月10日支給の給与→4月分

埼玉県の最低賃金

時間額 **1,028円**

(2023年10月1日～)

令和5年度

国民年金保険料

16,520円/月

社保(健康保険・厚生年金)に加入している事業所は、

最新の保険料額表を確認してください。現在(2023年10月)最新のものは、『令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表』です。年金事務所からの通知は必ず確認! Webで「都道府県毎の保険料額表_協会けんぽ」と検索すると、ご自身の事業所が所属する都道府県の最新の保険料額表を確認できます。



給与額や役員報酬額に変動(3か月間に支給された平均月額が保険料額表で2等級以上変わる場合)には、「標準報酬月額」の『随時改定』作業が必要になります。不明な点は年金事務所もしくは民商までお問い合わせください。

★社保や源泉税の処理をする際は、給与の支給日で算定基礎届や半期納付の処理を行ないます。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→4月支給分
4月20日締め、4月末日支給の給与→4月支給分
4月25日締め、5月10日支給の給与→5月支給分